

重症化リスクの高い基礎疾患を有する方の範囲について

基礎疾患を有する方の範囲については、国の審議会において科学的知見等に基づいて検討され、現時点では以下の範囲とすることとされています。今後、国内外の新たな科学的知見等も踏まえ、同部会で検討し見直すことがあります。

18歳未満の方の場合

1. 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ①慢性呼吸器疾患
- ②慢性心疾患
- ③慢性腎疾患
- ④神経疾患・神経筋疾患
- ⑤血液疾患
- ⑥糖尿病・代謝性疾患
- ⑦悪性腫瘍
- ⑧関節リウマチ・膠原病
- ⑨内分泌疾患
- ⑩消化器疾患・肝疾患等
- ⑪先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患
や治療に伴う免疫抑制状態
- ⑫その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療
的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）

2. 新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化
リスクが高いと医師が認めた方

18歳以上の方の場合

1. 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ①慢性の呼吸器の病気
- ②慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ③慢性の腎臓病
- ④慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ⑦免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪染色体異常
- ⑫重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態）
- ⑬睡眠時無呼吸症候群
- ⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持して
いる（※）、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知
的障害（療育手帳を所持している（※）場合）

（※）重い精神障害を有する者として精神障害者保健福祉手帳を所持している方、及び知的障害を有する者として
療育手帳を所持している方については、通院又は入院をしていない場合も、基礎疾患を有する方に該当する。

2. 基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の方

3. 新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めた方